

第12条（警報伝達及び火気使用の規則）

火災警報発令下又はその他の事情により、火災その他の災害発生の危険又は人命上の危険が切迫しているときは、直ちにその旨を校内全般に伝達し、火気使用等の中止、又は危険な場所への立入禁止を命ずるものとする。

第13条（災害防御）

学校内外に、火災又はその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛防災編成表により、速やかに担当任務の遂行にあたるものとする。

第14条（防災教育）

本校職員及び生徒は、すすんで防災に関する教育を受け、防災管理の完べきを期するよう努力するものとする。

第15条（防災訓練）

火災その他の災害に際し、被害を最小限度にとどめるため、防災訓練によって技術錬磨を図るものとする。実施基準は、次による。

- (1)基本訓練 消火、通報、避難、搬出、救護、年2回以上
- (2)総合訓練 年1回以上

第16条（消防機関との連絡）

防災管理者は、消防機関と緊密な連携をとり、防災管理の適正を期するよう努力するものとする。消防機関に連絡すべき事項は、次のとおりとする。

- (1)防災計画の提出
- (2)査察の要請
- (3)防災教育・訓練に関する指導の要請
- (4)その他防災管理について必要な事項

付 則

この規定は、昭和46年7月1日から実施する。

改正 平成8年4月22日から実施する。